

新宿駅周辺地域 都市再生安全確保計画（概要版）

2014. 5. 26

新宿区 区長室危機管理課

計画策定の背景:エリア防災の考え方

◆ 都市再生安全確保計画制度の創設

都市再生特別措置法の一部を改正する法律(2012.7.1施行)

「都市再生緊急整備地区」(全国63地域、うち11地域は特定都市再生緊急整備地区)の関係者が密接に連携して、ハード・ソフト両面からエリアとしての防災機能を強化

「エリア防災」

従業員を含む滞在者等の安全性、立地企業の事業継続性を確保し、地域全体のブランド力の向上を通じて、都市の国際競争力を強化

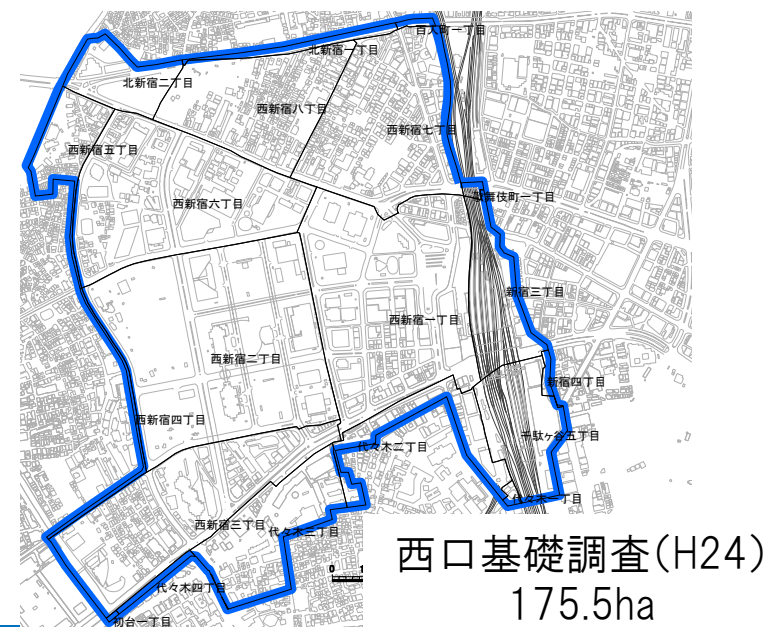
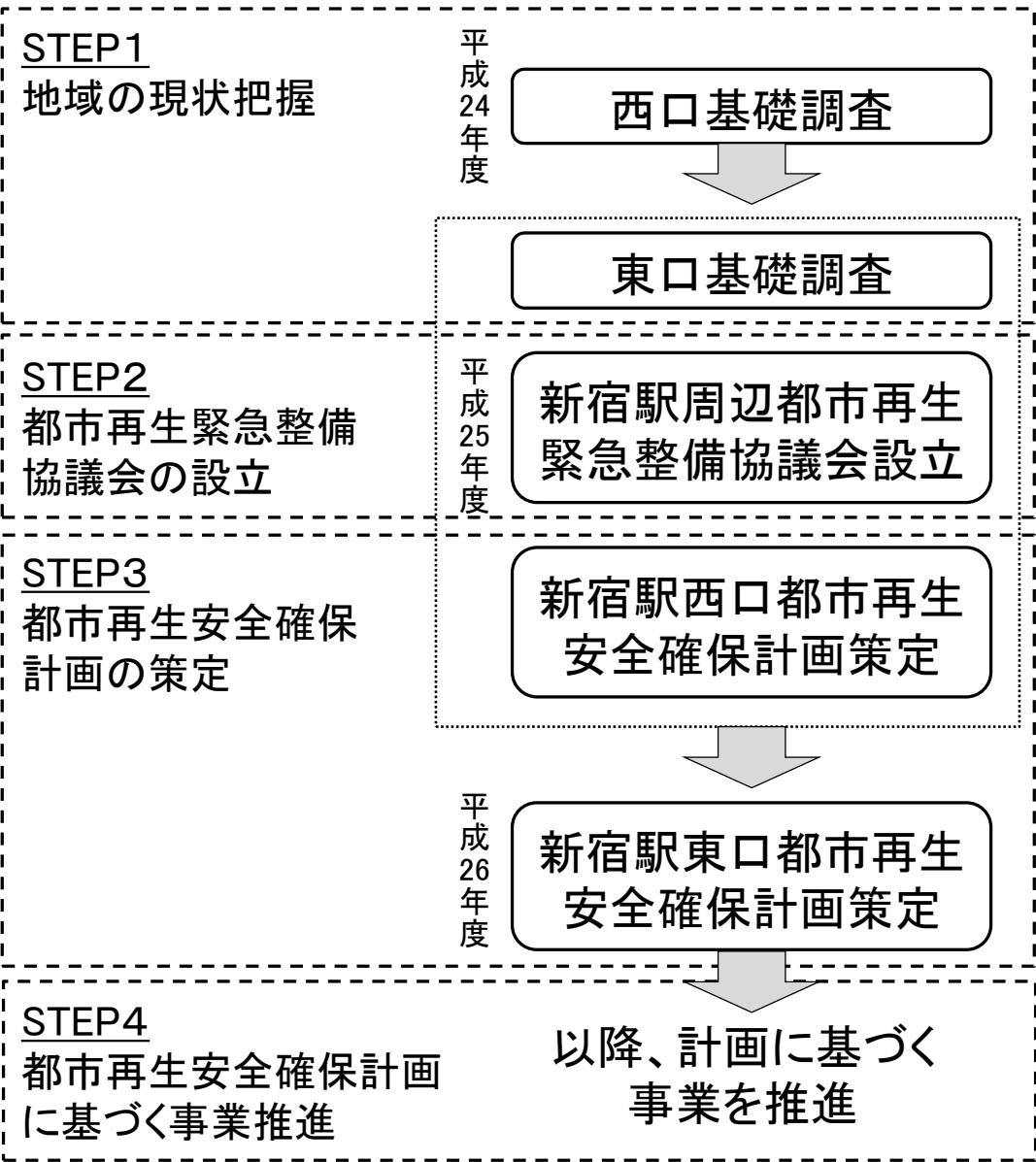
◆ 人的被害等の抑制

- 直接的被害の抑制
- 安全な退避の確保
- 退避スペース・退避所の確保

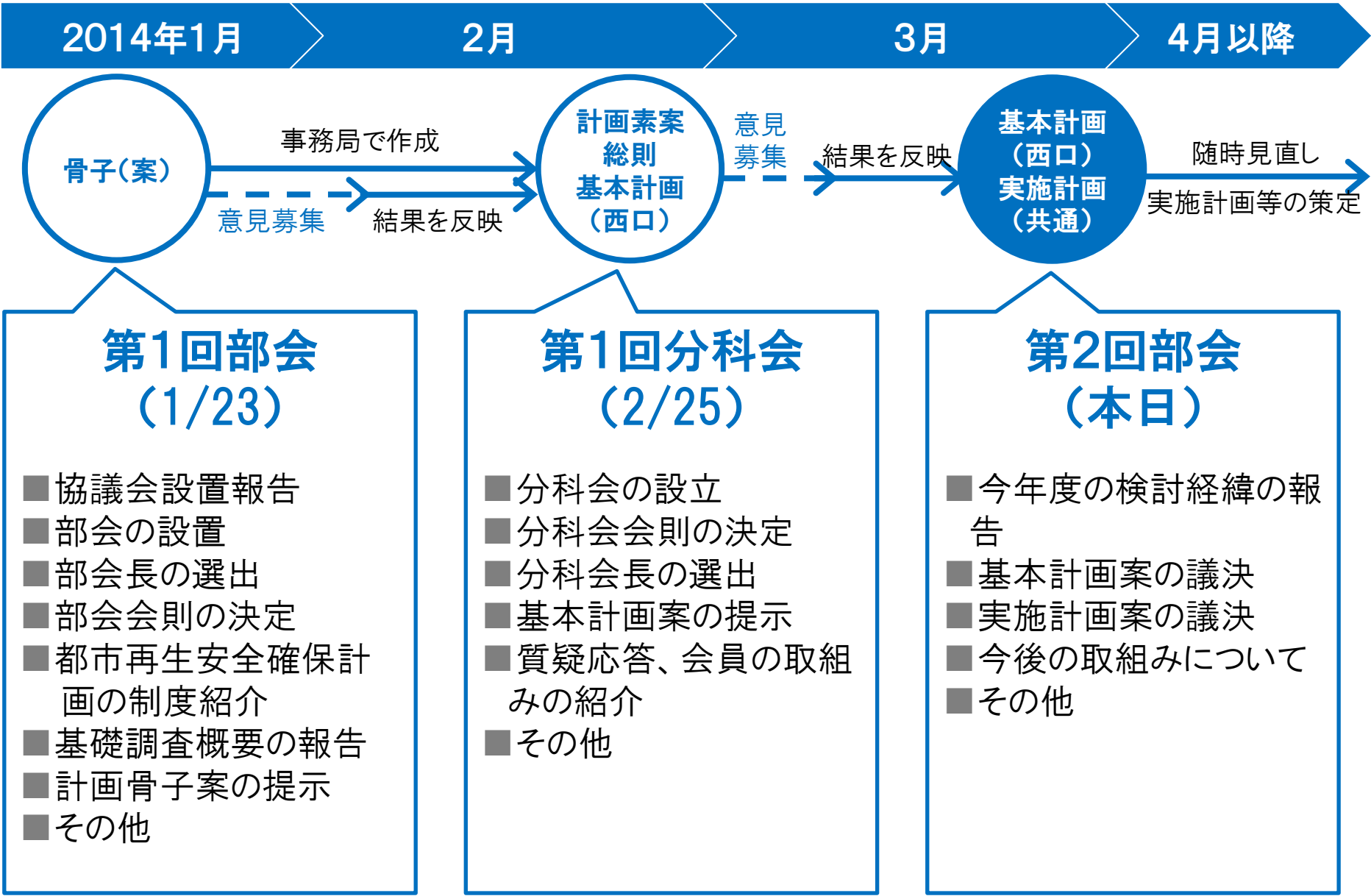
◆ 立地企業の事業継続性の向上

- 早期に事業再開が可能となる環境の整備
- 事業継続するうえで不可欠なエネルギー、情報通信手段の確保(→業務継続街区)
- エリア内の企業による事業継続に係る機能の補完、連携・協力

新宿駅周辺地域都市再生安全確保計画の取組



新宿駅周辺都市再生安全確保計画検討の経緯について

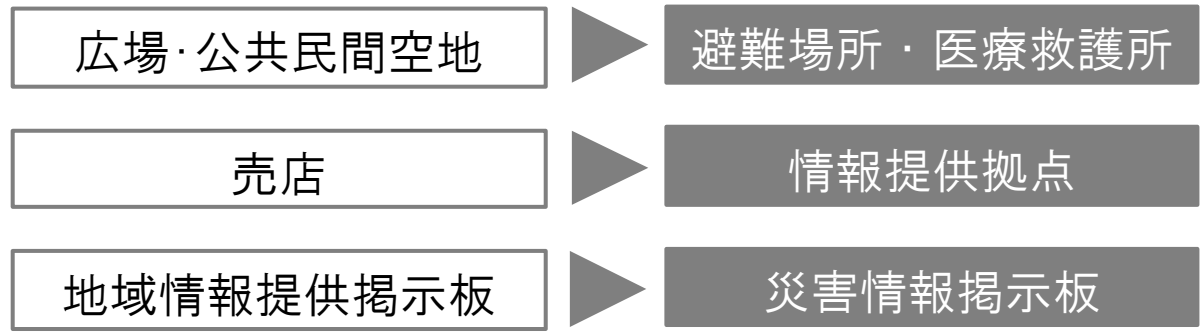


1 計画の目的(p2)

- 新宿駅周辺地域の活性化や地域内の企業の事業継続力の向上を図ることにより、地域の付加価値を高め国際競争力の高い街を実現する。
- ハード・ソフト両面からの防災対策の充実を図り、滞在者等の安全性の確保及び立地企業等の事業継続性を向上することにより、安全で安心して住み・働き・学び・集うことができる、災害に強いまちをつくる。
- 地域の連携と協働により都市機能や経済活動の維持及び早期復旧を実現する。
- 本計画に基づき推進されるハード事業、ソフト事業は、必ずしも災害対応時のみではなく平常時における機能についても視野に入れるものとする。
- 新宿駅周辺地域の特徴を踏まえ、地域内で調和のとれた具体的な対策の方向性を示すとともに、その行動計画を定める。
- 本計画に基づくハード・ソフト事業については、公的な補助金を交付する。

【平常時】

【災害時】



新宿駅周辺地域の活性化

地域内の企業の事業継続力の向上

2 新宿モデルの拡張(p3)

○建物安全確認モデルの概念の拡張

「高層ビルの継続使用判定のしくみづくり」から、「事業・生活を継続(BC、LC)するしくみづくり」へ概念を拡張し、情報収集伝達・退避誘導支援・医療連携を実現する、新宿モデルの根幹として位置づける。

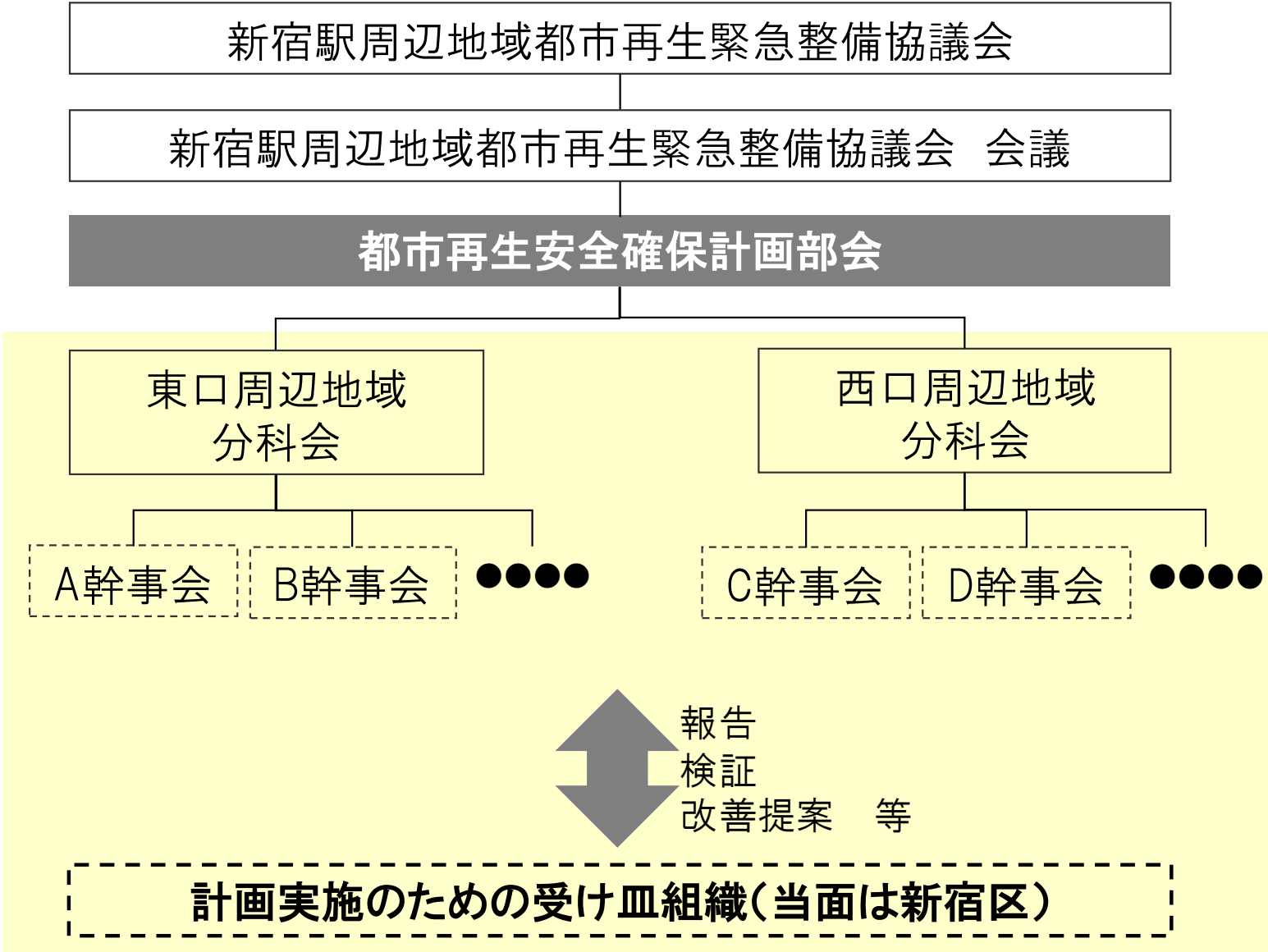


3 本計画の構成(p4)

- 本計画は、東口西口共通の「総則編」及び東口地域及び西口地域でそれぞれ作成される、「基本計画」及び「実施計画」から構成される。
- 総則編では、本計画対象地域全体に共通した考え方を示す。
- 基本計画は東口編と西口編の2編で構成され、東口周辺地域・西口周辺地域別に各地域の特徴を踏まえ、地域の関係者(住民、事業者及び行政等)の平常時及び災害時における「基本構想(マスタープラン)」を示す。
- 実施計画編では、総則編及び基本計画に示した基本構想を実現するために、具体的なハード事業及びソフト事業内容、実施主体、実施期間等を示す。実施計画は基本計画を策定後に来年度以降作成するが、地域連携訓練を規定した共通編のみは今年度に先行して作成する。



4 計画の作成及び実施体制(p6)



5 基本計画(西口編)(p24～p43)の考え方

◆ 事業継続可能な環境の確保

- ①建物の安全を判断する仕組みの構築
- ②安全に待機・活動できる仕組みの構築(変更)



◆ 情報収集伝達等

- ①現地本部を中心とした情報収集・連絡体制の構築
- ②現地本部を中心とした情報伝達体制の構築

◆ 退避誘導支援等

- ①ビルから安全に退避できる仕組みの構築
- ②滞留者等への対応(追加)

◆ 医療救護活動等

- ①負傷者に対応できる仕組みの構築
- ②災害拠点病院等で重症者に対応できる仕組みの構築

◆ 平常時の対応

エリアマネジメント、防災リテラシー向上、地域連携訓練の実施、等

○被害の影響、○目標、○課題 ※計画の骨子案で示したもの

○実施方針:ハード対策(通信・エネルギー・空間利用等)、ソフト対策、ひとづくり

◆ 都市再生安全確保計画の検証・更新(地域連携訓練、等)

5-1 事業継続可能な環境の確保の実施方針(p25～p28)

◆ 建物の安全を判断する仕組みの構築

【ハード対策】

- ①建物モニタリングシステムの導入、②情報連絡網の構築

【ソフト対策】

- ①情報連絡体制の構築、②建物安全確認マニュアルの作成、
③専門家による建物安全確認の支援、
④建物安全確認に関する従事者の確保

【ひとづくり】

- ①建物モニタリングシステムの活用方法の周知

5-1 事業継続可能な環境の確保の実施方針(p25～p28)

◆ 安全に待機・活動できる仕組みの構築

【ハード対策】

- ①事業所での備蓄の確保、②非常用電源等の確保、
- ③備蓄倉庫等の整備、④耐震改修、⑤什器等の固定

【ソフト対策】

- ①事業所内待機ルールの整備と周知・啓発、②情報連絡手段の多重化、
- ③備蓄の融通、④飲食店や小売店との協力体制の構築

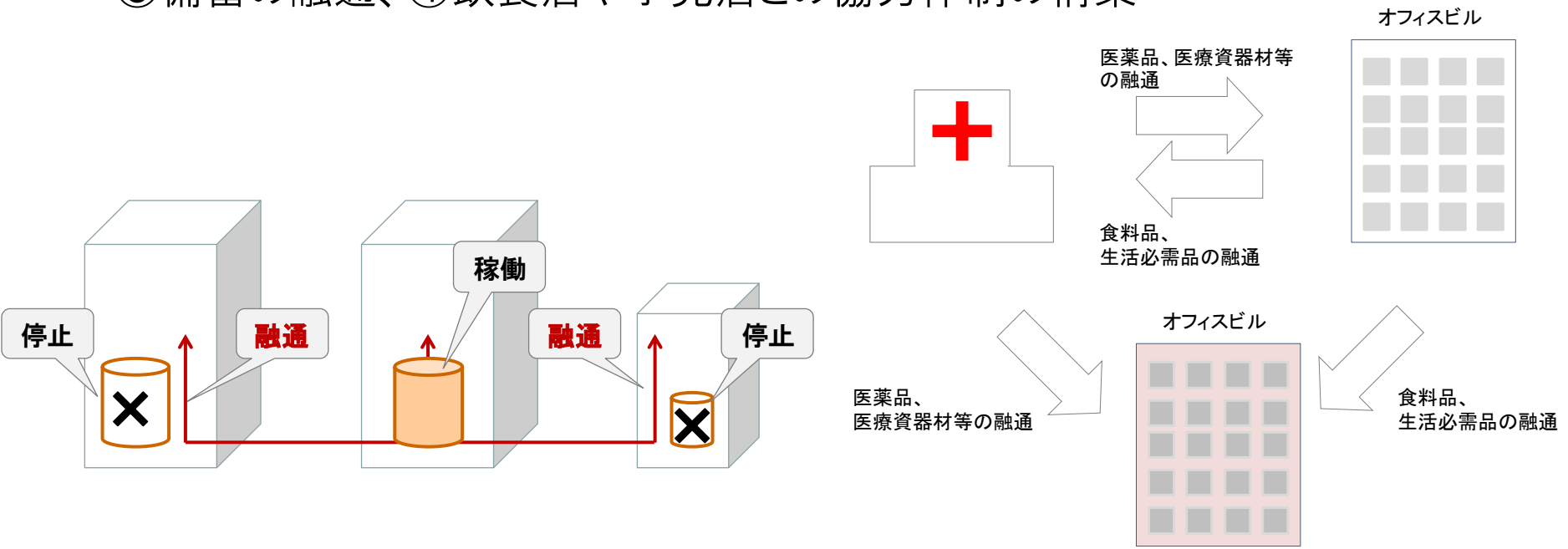


図 非常用電源等の確保
(地域内での電力等の融通等)のイメージ

図 備蓄の融通
(必要となる備蓄品を地域内で融通)のイメージ

5-2 情報収集伝達等の実施方針(p29～p32)

◆ 現地本部を中心とした情報収集・連絡体制の構築

【ハード対策】

- ①情報通信網の整備

【ソフト対策】

- ①情報連絡体制の構築、②現地本部の運営の仕組みの確立、
③備蓄体制や運用ルールの整備

【ひとづくり】

- ①現地本部の運営の在り方の周知、②専門家やリーダーの育成

◆ 現地本部を中心とした情報伝達体勢の構築

【ハード対策】

- ①情報提供のための環境整備

【ソフト対策】

- ①情報連絡体制の構築、②情報提供方法の検討、
③現地本部の運営システムの確立、④帰宅困難者の誘導対策

【ひとづくり】

- ①現地本部の運営の在り方の周知

5-3 退避誘導支援等の実施方針(p33～p37)

◆ビルから安全に退避できる仕組みの構築

【ハード対策】

- ①情報通信網の整備、②退避ルートと退避場所の確保
- ③災害時に活用する空き駐車スペースの確保、
- ④退避誘導支援に向けた環境整備

【ソフト対策】

- ①ビルからの退避に関する退避誘導ルールの整備と周知・啓発
- ②ビルからの退避支援体制の構築等
- ③地域連携による退避の支援態勢の構築、④滞留車両の誘導方法の構築

【ひとづくり】

- ①退避行動、退避支援の在り方の周知・啓発

5-3 退避誘導支援等の実施方針(p33～p37)

◆ 滞留者等への対応

【ハード対策】

- ①情報提供のための環境整備、②滞留者等の備蓄の確保
- ③非常用電源等の確保、④備蓄倉庫等の整備
- ⑤帰宅困難者等の受入スペースの整備、⑥耐震改修、⑦什器等の固定

【ソフト対策】

- ①滞留者誘導ルールの整備と周知・啓発、②備蓄の融通

【ひとつづくり】

- ①専門家やリーダーの育成

5-4 医療救護活動等の実施方針(p38～p41)

◆ 負傷者に対応できる仕組みの構築

【ハード対策】

- ①情報通信網の整備、②医療備蓄の確保、③医療スペース等の整備

【ソフト対策】

- ①医療従事者の確保、②医療等スペースの事前指定等
- ③医療備蓄の運用体制の構築

【ひとつづくり】

- ①専門家をサポートする人材の育成

◆ 災害拠点病院等で重症者に対応できる仕組みの構築

【ハード対策】

- ①情報通信網の整備、②医療救護所の拡充

【ソフト対策】

- ①地域全体での医療機能の最適配置の実現

5-5 平常時の対応の実施方針(p42)

【ソフト対策】

①地域防災活動の地域への浸透

- ・ 地域防災活動の参加団体の拡大をはかる仕組みを構築

②現地本部の法人化の検討

- ・ 平常時からの活動を視野にいた法人化と常設の事務所の設置
- ・ 災害時の実効性を高めるため、協議会の運営組織等が地域の事業者向けの情報提供や、必要な事務局活動を行う仕組みを構築
- ・ 地区のエリアマネジメントと一体的に本計画に基づく防災対策等の推進を図る仕組みを構築

③セミナー等の仕組みの構築

- ・ 地域内の防災リテラシー向上のため、防災に必要となる一般的な知識の底上げのための「セミナー」の開催や、地域内での防災活動のリーダー養成のための「講習会」等の開催を行なう仕組みを構築

④継続的な地域連携訓練の実施

- ・ 「新宿モデル」の具体的な施策の検証のため、定期的かつ継続的な訓練を実施する仕組みを構築
- ・ 訓練参加者の拡大やその企画運営の主体については地域内で分担して実施